

就労継続支援 B 型事業所 代表者様

大阪府福祉部障がい福祉室
生活基盤推進課長

報酬改定にかかる就労継続支援 B 型サービス費の変更について（お知らせ）

就労継続支援 B 型サービス費の報酬は、厚生労働省より発出された「「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」の取扱いについて」にて、令和 3 年 4 月以降の就労継続支援 B 型の基本報酬は就労継続援 B 型サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）（Ⅳ）の **4つの区分**になり、（Ⅰ）（Ⅱ）の算定に当たっては、「工賃向上計画」を作成していることが要件となります。

つきましては、関連書類の提出先が下記のとおり分かりますので、予めお知らせいたします。

1 提出書類と提出先

提出先	提出期限・提出書類（予定）
生活基盤推進課 指定・指導グループ 06-6941-0351 (内線 4519, 4520)	就労継続支援 B 型に係る基本報酬の算定 (提出期限：令和 3 年 4 月 15 日（木曜日）)【消印有効】 1. 就労継続支援 B 型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書※ 2. 工賃引上げ計画シート
自立支援課 就労・IT 支援グループ 06-6941-0351 (内線 2465, 2466)	工賃向上計画（提出期限：令和 3 年 5 月末） 1. 工賃引上げ計画シート

※就労継続支援 B 型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書の様式は現時点で未確定です。

確定次第、大阪府のホームページよりダウンロードしていただきますようお願いいたします。

2 工賃向上計画（**工賃引上げ計画シート**）について

- 生活基盤推進課及び就労・IT 支援グループに提出いただく **工賃引上げ計画シート** は同一の様式です。（別添様式参照）
- 工賃引上げ計画シート作成** についての相談は、下記窓口あてお問い合わせください。
一般社団法人 エル・チャレンジ福祉事業振興機構

連絡先 電話番号 06-6949-3551 FAX 06-6920-3522

(参考) 事務連絡「「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」の取扱いについて」

http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/kochin_kojo.html

現時点では、以上の情報提供にとどまります。詳細は 3 月末以降に別途通知します。

大阪府福祉部障がい福祉室 生活基盤推進課
代表 06-6941-0351（内線 4519, 4520）